

市町村立図書館（中心館）館長 殿

東京都立中央図書館長
松 田 芳 和
（公 印 省 略）

都立図書館資料の再活用について（通知）

日ごろより都立図書館の事業に御協力いただきまして誠にありがとうございます。
当館では、除籍した多摩地域資料（図書・年鑑・雑誌）及び図書館関係雑誌（図書館だより等）について、下記により再活用を実施しますので、御希望の図書館はお申し出てください。

記

1 再活用の基本的な考え方

再活用対象資料は、主として元都立多摩図書館所蔵の地域資料であるため、市町村立図書館を優先し、都内公立図書館を中心に、再活用を図ります。

2 対象資料

- | | | |
|------------|--------|--------------------|
| (1)多摩地域資料 | 図書及び年鑑 | 75,276 冊 |
| | 雑誌 | 18,294 冊（748 タイトル） |
| (2)図書館関係雑誌 | | 3,196 冊（81 タイトル） |

3 対象資料のデータ

都立図書館ホームページの〈相互協力コーナー〉→〈再活用資料コーナー〉→〈都立図書館除籍再活用資料〉のページを開いてください。図書及び年鑑については「日本十進分類法」の類目（10 区分）別のファイル、雑誌についてはタイトルリスト及び各冊リストを掲載しています。

4 申込方法

受入れを希望する資料があれば、①およその内容及び冊数②引取り希望日、③担当者名・連絡先等を記入し、電子メールによりお申し込みください。

詳細は、〈都立図書館除籍再活用資料〉のページを御覧ください。

5 申込期間

平成 21 年 10 月 9 日（金）から平成 21 年 10 月 23 日（金）まで

6 引抜き・梱包・搬出作業等

- (1)期間：平成 21 年 10 月 26 日（月）から平成 21 年 11 月 6 日（金）まで（ただし、土日祝日を除く。）
- (2)時間：午前 10 時から午後 3 時まで
- (3)場所：都立中央図書館 地下 1 階 再活用書庫
- (4)負担：作業及び経費は、原則として、再活用資料受入側の負担とします。ただし、1 自治体段ボール 1 箱以下で梱包済みの場合は都立図書館の協力車で送付することもあります。
- (5)優先順位：資料の引抜きは、指定期間内の先着順となります。市町村立図書館については、引抜き開始日を他の機関より早く設定しておりますが、指定期間内のできるだけ早い日にご来館くださいますようお願いいたします。
- (6)受領証：資料引取り後、受領証を提出していただきます。

連絡先：都立中央図書館管理部企画経営課再活用担当
電話：03-3442-8451 内 2212 樋渡

2009年10月26日

東京都立中央図書館
館長 松田 芳和 様

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について（要望）

私どもは、「利用のための資料保存」をめざし、多摩地域での図書館資料の共同保存システムを提案しながらその実現に向けた取り組みを行っているNPO法人です。

東京都市町村立図書館長協議会にも協力し活動を続けていますが、先般、10月9日付け、市町村立図書館長宛の文書において、都立多摩図書館が所蔵していた地域資料等が再活用資料として、多摩地域の各図書館に引き取り依頼がされていることを知りました。

これらの資料は、かつて都立図書館として大変な時間をかけ、市町村図書館関係者および発行者の理解と協力を得て集め続けた広域地域資料ではないですか。これらは一括で揃って都民に公開されていることこそ、大きな意義があります。その分割を促し、引き取り手がない場合には古紙処分するのであれば、都民の貴重な財産を抹殺することになり、多摩地域の都民への格差助長にもつながります。本来、多摩地域の都民が中央図書館まで足を運ぶことなく活用できるようにしておくことが重要です。地域資料の場合、災害等のリスクを踏まえ分散して複数保存を考えるのが図書館のセオリーでもあります。

地方分権が進み、地域が自立し、地域の自己判断、自己責任が問われている今日、地域を知る資料の重みはますます高まっています。2006年に文部科学省から出された『これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして』の中でも“地域の課題解決”への図書館の役割が謳われ、地域に根ざした図書館行政のあり方を提案しています。先人たちが残した貴重な広域地域資料は、今後の多摩地域の発展に大きく寄与するものです。これらの資料を保存し続け、住民が使いやすいように整理し提供するのが図書館です。

今後、多摩地域の地域情報を網羅的に活用するためには、今回処分の対象となった資料が一括して利用再開できることが重要であり、それは都立図書館が行う広域図書館行政のもっとも重要な取り組みの一つとなるものと確信します。

今回の都立図書館の対応は、これに逆行するものであり、絶対に容認することはできません。

このようなことから、私たちは、以下のことを強く要望します。

- (1) 地域資料という希少性が高く、地域を考える上で重要な資料を性急に処分しないこと。
- (2) 今回の処分を撤回し、対象となっている地域資料を都立多摩図書館に戻し、その収集、整理を継続しながら、都民が多摩地域で利用できるようにすること。
- (3) 共同保存システムを含めた資料保存に対する方針を共に検討し、先人が残してくれた知的財産をだれでもが、将来にわたって利用できるよう、新たな方針を打ち出すこと。

2009年10月27日

東京都市町村立図書館長協議会

会長 日野市立図書館長 小川八郎 様

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について（お願い）

貴協議会におかれましては、益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。また、多摩地域の図書館行政に対してさまざまな場面で指導力を発揮し、それを支え、その発展にご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

ご存知のように、私どもは、「利用のための資料保存」をめざし、多摩地域での共同保存システムを提案しながらその実現に向けた取り組みを行なっているNPO法人です。

先般、10月9日付け、市町村立図書館長宛の文書において、都立多摩図書館が所蔵していた地域資料等が再活用資料として、各図書館に引き取り依頼がされていることを知りました。

このことについて、私どもは大きな危機感を持っており、貴協議会におかれましても、今回の処分を撤回させ、対象となっている地域資料を守る取り組みにご尽力いただきたく、お願いの文書を差し上げることといたしました。

今回対象となっている地域資料等は、一括で揃っていることに大きな意義があります。それを分割し、かつ引き取り手がない場合には、処分することになるのであれば、都民の貴重な財産が抹殺されることになり、また多摩地域の都民への格差助長にもつながります。都立図書館で複本になっている資料であったとしても、多摩地域の都民が都立中央図書館まで足を運ぶことなく活用できるようにしておくこと、また地域資料の場合、災害等を踏まえ分散して保存しておくことを考えるのが都立図書館の重要な責務です。その意味においても今回の都立図書館の対応には納得がいきません。

地方分権が進み、地域が自立し、地域の自己判断、自己責任が問われている今日、地域を知る資料の重みはますます高まっています。2006年に文部科学省から出された『これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして』の中でも“地域の課題解決”への図書館の役割が謳われ、地域に根ざした図書館行政のあり方を提案しています。先人たちが残してくれた貴重な資料は、今後の多摩地域の発展に大きく寄与するものです。そしてその資料を保存し、提供するのが図書館であり、その資料を住民が使いやすいようにしておくことも図書館の責務です。

また、多摩地域の地域情報を網羅的に活用するためには、今回処分の対象となっている資料が一括して利用できることが必要であり、都立図書館が行う広

域図書館行政の最も重要な取り組みの一つです。

今回の都立図書館の対応は、これに逆行するものであり、絶対に容認することはできません。

このようなことから、私たちは、以下のことを都立図書館に強く要望いたしました。

- (1) 地域資料という希少性が高く、地域を考える上で重要な資料を性急に処分しないこと。
- (2) 今回の処分を撤回し、対象となっている地域資料を都立多摩図書館に戻し、その収集、整理を継続しながら、都民が多摩地域で利用できるようにすること。
- (3) 共同保存システムを含めた資料保存に対する方針を共に検討し、先人が残してくれた知的財産をだれでもが、将来にわたって利用できるよう、新たな方針を打ち出すこと。

私どもの思いをお汲み取りいただき、多摩地域にとって重要な地域資料を守ることにご尽力いただきたく、ぜひともお願いする次第です。

都立多摩図書館で所蔵していた地域資料の処分問題に関する多摩デポの見解

2010年3月2日

NPO 法人共同保存図書館・多摩

この問題については、都立図書館長宛に提出した要望書に詳しく、私たちの考え方をまとめられています。

今回、東京都市町村立図書館長協議会のご努力によって、一部分担保存が行なわれることになりました。多摩地域の資料は、八王子市立図書館で受入保存し、利用に供することとなり、その他の資料についてもいくつかの図書館で受け入れる方向性が打ち出されています。

予算も厳しく、また保存スペースも少ない多摩地域の図書館の中で、上記の解決策を模索し、実行に移すということができたことは、多摩地域の図書館長が、地域資料の重要性を認識し、これを処分させてはならないという熱い思いがあったからに他ならず、一致団結して取り組んだ成果であると考え、高く評価したいと思います。

しかし、今回の解決策がベストであったかという点、そうではないと私たちは、考えています。問題は、都立図書館の姿勢です。結果として一部の地域資料は守られたこととなりますが、それは都立図書館が守ったのではなく、都立図書館は都民の貴重な財産を処分したことに他なりません。

私たちは、今回の地域資料が一括で都民に提供されることを主張してきました。また、災害等の不慮の事故に対して資料を守るという視点から多摩地域で保存していくことを主張してきました。この点について、都立図書館は、まったく応えず、当初の処分方針のまま、資料を棄てるという方向性を変えていません。

結果として分担保存となり、今回の資料を一括して試みることはできなくなりました。この一括して試みることを可能にできるのは都立図書館だけだったのです。

1,200万都民が生活する東京都において、都立中央図書館に資料があればいいというのではなく、多摩地域に資料提供拠点があり、提供されるべきです。特に地域の生活と密接に関わる地域資料を一括してストックし、見ることのできる拠点は多摩地域にも必要です。

今回の資料を保存し、提供していくのは都立図書館の大きな役割であり、デジタル化が進む中でもそのための原資料として活用できる貴重な資料を処分すべきではありません。

私たちは、今回の処置は是としなければなりません、この処置にもいつか限界が訪れます。それを回避するためにも共同保存図書館が必要です。共同保存図書館の設置によって、都民がいつでも資料にアクセスできる体制が整うものと考えています。

私たちは、今後二度とこのようなことがないように資料保存について次の三点を主張します。

- 一、市町村立図書館と都立図書館が今後の資料保存に関して真摯に話し合う場を設定し、定期的に会合を行っていくこと
- 二、共同保存図書館の意義を認識し、その設置に向けた取り組みを始めること。そのためにも現在引き取りから漏れた資料について、継続して保存していくこと
- 三、資料のデジタル化を踏まえ、その原資料となる資料群に関する検討を始めること

都立図書館多摩地域資料再活用問題への館長協議会の取り組み経過報告

東京都市町村立図書館長協議会三役会(平成22年5月12日)

①都立中央図書館からの通知

「都立中央図書館資料の再活用について(通知)」(平成21年10月9日付、21中図管企第201号)

②館長協議会の対応

第2回幹事会で議論 平成21年10月14日 都立中央図書館企画経営課高木課長樋渡係長説明参加
第3回例会で議論 平成21年10月28日

※地域資料群を散逸させる再活用の撤回と、都立として多摩地域で一括での再公開を求める要望、併せて、都立の将来の資料保存のあり方について市町村と都立で協議できる場の設置の要望。

●要望書の提出:

「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の一括保存について(要望)」
(平成21年11月11日付、21東市町村図発第15号)

・第2回東京都公立図書館長連絡会幹事会 平成21年11月16日 予定議題早期に終了し、都立と協議
※館長協議会三役と連絡会幹事計6人参加、書庫で初めて資料群の現物を見る

・再活用資料に関する館長協議会と都立図書館の臨時協議 平成21年12月10日 都立中央図書館
※協議に参加した6館長、書庫で資料の現物を見る

多摩地域資料再活用問題に関する館長協議会の臨時集会 平成22年1月6日

※八王子市図書館より、多摩分野の資料の一括引取りと公開の申し出あり

第3回幹事会で議論 平成22年1月20日

・第2回東京都公立図書館長連絡会全体会 平成22年1月21日

※予定議題は早期に終了させ、書庫で現物視察、その後館長協議会と都立との協議

第4回例会で議論 平成22年2月3日

※青梅市立図書館より、旧都立青梅図書館所蔵資料の引き取りの申し出あり

※館長協議会として、都立の責務を訴えつつも散逸を防ぐため資料を受け入れ生かす方針を決定、併せて都立図書館には今後、資料保存のあり方を協議する場を設けることを要望する、と決定。

●要望書の提出:

「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の受け入れ等について(要望)」
(平成22年2月9日付、21東市町村図発第21号)

③八王子市立図書館と都立図書館との経過

2月23日 都立から八王子市へ、一市に大量に渡すので市から個別依頼文が必要との連絡あり

2月26日 八王子市図書館から都立図書館へ「多摩資料の移管について(依頼)」を発送

3月1日 都立図書館から八王子市図書館へ「多摩資料の移管について(通知)」を発送

3月24日 八王子市長と東京都知事との間で、「多摩資料譲渡契約」が締結される

同日 八王子市中央図書館の書庫に多摩地域資料約2万4000冊が搬入される

③都立中央図書館での選書作業

3月5日 青梅市、福生市、羽村市が都立に出向き、旧都立青梅図書館資料を約1700冊選ぶ

4月9日 立川市立、調布市立、府中市立、国分寺市立が都立に選書に出向く

4月15日 町田市立、日野市立図書館が選書に出向く

4月26日 国立市立図書館が都立に選書に出向く

④その他の動き

NPO「共同保存図書館・多摩」から都立図書館への意見書

文書名「都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について(要望)」(平成21年10月26日)

⑤マスコミ報道等

「多摩の地域資料 9万7千点、近く処分」

アサヒタウンズ:平成21年10月22日

「多摩の本・資料 一括保存を」

読売新聞多摩版:平成21年11月14日

「都立多摩図書館また資料処分」

しんぶん赤旗:平成21年12月24日13面

「処分対象の本 選別・保存」

読売新聞多摩版:平成21年12月27日23面

「多摩の地域資料残った 八王子市が受け入れ」

読売新聞多摩版:平成22年3月25日33面

「地域資料を無償提供 都立中央図書館 多摩の図書館に」 日本経済新聞:平成22年3月25日